

關抄

此為申之儀也

壬申五月廿日

黑田關抄次官

正院

中

黑澤山真等二十四名御賞賜

之儀不及

御沙汰之事

正院
關抄

壬申九月十日

壬申七月

今般事導職之方為里邦内

治説交之辨也 仙出之方

而大少海道之儀之至急也

施行相成之儀仕度之儀

港におる之耶頼曼延有既

處里據之相伺之程之儀

此處之儀之深意之儀

開抄便
教導所

長崎同様相出さるる物あり
名はさるる一悉切説き及ぶ
京都省は沙汰なり
此は幸同也

申す月廿二日 黒田侯様御官

正院

何に由り
申す

下り書付の事と云ふは、此の如き事なり

今般此地圖化し、此免少教海を
二座に訓導す、此は海軍の、
何れも此は、此は、此は、
極端なる、此は、此は、
イト、此は、此は、
子も、此は、此は、
急を、此は、此は、
事、此は、此は、